

琉球大学学術リポジトリ

『四本堂家礼』に関する基礎的考察

メタデータ	言語: 出版者: 琉球大学法文学部 公開日: 2010-06-01 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 山里, 純一, Yamazato, Junichi メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/17048

『四本堂家礼』に関する基礎的考察

山里純一

はじめに

『四本堂家礼』という資料の存在に注目し、研究の先鞭をつけたのは小川徹氏である。氏は、琉球大学附属図書館にハワイ大学東西文化センター所蔵、ホーレー文庫のマイクロフィルムの複製があることを知り、自らの祭祀研究に資するため、『冠礼』『葬礼』および『通礼』の中の「年中諸礼式」を筆写している。その後、崎浜秀明氏が、所蔵本の『御當國御高並諸上納里積記』『御財政』とともに『蔡家家憲』（奥野彦六郎氏収集本）を『沖縄旧法制史料集成』第五巻として刊行しようとする折、『蔡家家憲』の原稿を見せられた小川氏は、自ら筆写したマイクロフィルムの一部がそれと「一字一句まで一致した」ことを確認する。しばらくして沖縄県立博物館に一九五〇年（昭和二十五）に桑江良慶氏から寄贈された『四本堂家礼』が所蔵されていることを知り、そのコピーも入手して比較した結果、三者とも「完全に合致した」として、小川氏は博物館本のコピーを崎浜氏に提供する。そして両者の校合が行われ、『沖縄旧法制史料集成』第五巻は一九七二年（昭和四十六）に公刊される。小川氏はその巻頭に「沖縄旧法制史料集成の完結を祝つて」と題する一文を寄せている。その刊行前に、『蔡家家憲』あるいは『四本堂家礼』のこと」と題する論文が『沖縄文化』に掲載されたが、その中で写本、蔡文溥の出自について触れ、「年中諸礼式」に見える清明祭の記述を例に、『四本堂家礼』が沖縄の祭祀習俗の歴史を探る上で有用な史料であることを

指摘している。また『沖繩文化』次号には、続編として「『四本堂家礼』その後」を発表し、韓国版『家礼』および日本で開校された版本との比較を通して、『四本堂家礼』が日韓のように中国直輸入ではなく、沖繩独自の家礼となつている点に大きな特徴があることを強調している。³⁾

これを受けて、沖繩における中国習俗について精力的に研究されていた窪徳忠氏は、早速、崎浜秀明翻字本（油印本）と博物館本を入手し、『四本堂家礼』が中国習俗や信仰に対する当時の久米村の態度や受容の仕方、および中国の習俗や信仰と琉球のそれとの関係を考える上で、貴重な意義と価値をもつ資料であるとして分析を試み、「中国の習俗と『四本堂家礼』」、「『四本堂家礼』に見える沖繩の中国的習俗」、「『四本堂家礼』にみえる天妃信仰」の三篇の論文を相次いで公にされた。¹⁾一連の論考の中で『四本堂家礼』が引用する中国典籍などは、原典に拠らず、『朱子家礼』に掲げられた典籍をそのまま借用していることや、「父母の喪」について、『朱子家礼』の記載とは別に、蔡文溥自身が中国の人々の考えを過大評価して記した部分があることなど、『四本堂家礼』を理解する上で留意すべき問題の指摘も行つている。

なお博物館本は、一九八一年（昭和五十六）から翌年にかけて影印本上・下が沖繩県教育委員会から発行されるが、これによりテキストとしての精度は一段と高められることになった。それと機を同じくして上江洲敏夫氏が『四本堂家礼』と沖繩民俗―葬礼・喪礼について―と題する精緻な論文を発表している。⁵⁾また平敷令治氏も、『四本堂家礼』の記述をもとに、近世琉球の祖先祭祀に関連する墓制、年忌、位牌、清明祭などについて論じている。⁶⁾これらの研究によつて、『四本堂家礼』が久米村系土族社会ひいては沖繩の葬祭礼の習俗を知る上で重要な民俗資料的価値を有することを、あらためて認識させられることとなった。

最近では、鄧陳靈氏が主に『四本堂家礼』の【葬礼】【喪礼】と『朱子家礼』の【喪礼】【喪葬】【眞祭】の比較

や位牌を通して琉球における家札の受容の在り方について検討を加えている。⁷⁾

以上の研究の流れを踏まえつつ、ここでは現存する『四本堂家札』写本といくつかの基礎的問題について整理・検討したい。

一 写本をめぐる問題

(1) 写本の所在と書誌情報

『四本堂家札』の原本は失われてしまっているが、複数の写本が各地に存在することはある程度知られている。しかしこれらのすべての写本の状況および写本相互の関係などについては十分明らかにされないまま、中には誤った情報が一人歩きしているものもある。そこで確認しうるすべての写本について正確な情報や事実関係を明らかにすることが今後の研究にとって不可欠の作業となる。

現在までに確認されている写本は九冊ある。そのうち上下巻のうち片方の巻が失われているものもあり、項目の一部を欠いているものもあるが、とりあえずすべての写本について個別に見ておこう。

① 沖縄県立博物館所蔵本（博本）

一九五〇年に首里の桑江良慶氏から寄贈されたもので、中央に表題として「四本堂」、所蔵者の「良正」の名が書かれている。これらは本文とは別筆で、後補と見られている。また右肩には「首博第二号」と受け入れた博物館の整理番号を記されている。

寄贈後に博物館で上表装がなされ「冠婚葬祭典札記」の表題が付けられている。この影印コピー本も作成されて

いるが、昭和五十六・五十七年には、沖縄県教育委員会により影印本『四本堂家礼』上・下が刊行された。

本写本は、他の写本との校合も行われており、単語の訂正および脱文の挿入箇所がところどころに見られる。特に通礼の「年中諸礼式之事」の八月の箇所に朱書きによる挿入が多い。また序文（候文）の前にあるべき漢文の前置文が書かれていない。

② 奥野彦六郎収集本（奥本）

「蔡家家憲」と題するこの写本の存在は、崎浜秀明編『沖縄旧法制史料集成』の第五巻に所収されることによつて、広く知られるようになったが、その「はじめに」の部分で崎浜氏は、この写本について「奥野彦六郎氏が那覇地方裁判所判事に在任中に収集されたもので、五一枚の美濃紙にカーボンで筆写した草書体の文書である。入手経路は不明であるが奥野氏は久米村人とも親交があつたようだから多分久米村の旧家で見付けた古記録を筆写されたものかと思われる」と記している。奥野氏は明治二十五年十二月〜二十八年五月、大正十四年〜昭和三年の二度、那覇地方裁判所判事として沖縄に滞在しているが、収集した時期は八重山の石垣家本との関係からして前者の可能性が高い。

普天間宮宮司所蔵本の中にこの奥野氏収集本と思われるものが存在する。それを見ると、本文が一〇二丁の袋綴じで、表表紙には本文と同じ筆跡で「蔡家家憲」と書かれている。

判読できずに字形をそのまま写した文字が共通していることや、欠字箇所が同じであることなど、⑤の石本との類似性が顕著である。

③ 崎浜秀明翻字本

奥野彦六郎収集の『蔡家家憲』を⑤の博本と校合した油印本（謄写版印本）である。しかし奥本のどの文字を博

本で訂正または補ったのか、ところどころ「」で傍書されているが、全体的な統一はなされていない。また判読できない草書体を字形のまま写し取っていたり、助詞の万葉仮名の表記もほとんどひらかなに直している。さらに誤字も見受けられる。

④久米島・上江洲家本（上本）

上江洲家に伝わる写本で、現在は久米島自然文化センター所蔵となっている。表紙には、中央に「四本堂家礼」、右肩に「咸豊拾年庚申」、左下に「上江洲親雲上」と記されている。

琉球大学附属図書館には『四本堂家礼』が二冊マイクロフィルムで入っている。A「久米島上江洲親雲上 久米島西銘殿内所蔵」本（フィルムコマ数六三三枚）と、B「久米島上江洲智元氏所蔵」本（フィルムコマ数一九三枚）である。Aは目録カードに「生産受入」とあり、Bはハワイ東西文化センターが蒐集し、ホールレー文庫に入っているマイクロフィルムの複製であるが、両者は同一のもので、現在、久米島自然文化センターに所蔵されている『四本堂家礼』がこれに該当する。従来の研究論文では、久米島に『四本堂家礼』の写本が二冊存在しているかのよう記述されているが、それは誤りである。

本写本は咸豊十年（一八六〇）に筆写されているが、朱字にて文字の訂正が見られる。その訂正は不鮮明な文字を読みやすい字に書き改めたり、抜けた文字を補った程度のもので、別本による校合の結果と見るよりも、筆写した後の校正レベルでの訂正と思われる。

上江洲親雲上は十代当主の智俊と見られるが、彼は前年まで具志川間切地頭代を勤めていた人物である。

⑤八重山・石垣家本（石本）

石垣殿内に伝わるもので、上下二冊からなる。上巻の表紙には「四本堂上下巻」、左下に「山陽氏／石垣殿内／

長演」とあり、下巻の表紙には「四本堂規模帳下巻 雑録」、左下に「山陽氏嫡子／長演」とある。

ここに見える石垣殿内嫡子長演は『山陽姓小宗家譜』によれば、七世に当たり、嘉慶二年（一七九七）に大浜間切の頭職に任ぜられた人物である。

下巻の末尾には次のように記されている。

光緒貳年子十月吉辰、八重山嶋古見首里大屋子依頼乍龜筆写之

貝世珍

このことから、本写本は古見首里大屋子の依頼を受け、貝世珍なる人物が一八七六（明治九年、光緒二年）十月に筆写したもので、古見首里大屋子は長演の嗣子長有であろうか。彼が古見首里大屋子に任ぜられたのは咸豊七年（一八五七）である。但しその後、同治六年（一八六七）には石垣間切の頭になっているので、依頼したのはこの間ということになる。筆写人の貝世珍がどういう人物かは定かでないが、貝姓は八重山ではなく、那覇系であるため、沖縄本島で筆写された可能性もある。筆写元など詳細は不明である。なお文字の訂正跡が見られることから、貝世珍によつて筆写された後、別本によつて校合がなされたことが推測される。

なお本写本は活字化され、『石垣市史』石垣家文書に所収されている。

⑥八重山・喜舎場英勝家本（喜本）

亀川英整旧蔵本で、喜舎場英勝家に保存されていたが、二〇〇〇年に八重山博物館に寄託されている。表紙には、中央に「四本堂規模帳上下全」、その右に「辰五月吉日表紙仕調置候事」とあるが、中扉には「拾八年卯十二月吉日写之」とある。

また末尾に次のように書かれている。

四本堂規模帳上下全終

用紙九百貳拾四枚也

本書之儀山陽氏故大浜与人次男花城仁屋長勝御所持之本^重書寫置候条、為心得如斯御座候也

卯

十二月吉日

若文字

亀川英整

卯は光緒十七年（一八九一、明治二十四）に当たり、翌年十八年が辰である。したがって中扉の「拾八年」とあるのは恐らく「拾七年」の書き誤りで、光緒十七年十二月に筆写した後、翌年の五月に表紙を仕立てたものと思われる。後書きによると、本写本は憲章氏の若文字の位にあった亀川英整が、山陽氏で故大浜与人の次男にあたる花城仁屋長勝が所持していた本を筆写したものである。『山陽姓小宗家譜』によれば、故大浜与人は七世長演の第五子長宣で、その次男に長勝の名が見える。したがって石垣家の本であることは間違いないが、これが⑤の石本と同じかどうかは検討を要する。石垣家内で分家の者が筆写して所持した可能性もあるからである。

なお本写本はハワイ大学ホールレー文庫のマイクロフィルムに収められており、その複製が琉球大学附属図書館にも入っているが、劣化が激しい。

⑦八重山・竹原家本（竹本）

もとは我那覇家に伝わる文書群が、その子孫にあたる竹原孫恭氏が所蔵していたことから竹原家文書と称されている。現在は八重山博物館所蔵。その表紙には次のように記されている。

大清光緒拾年甲申八月中旬写之

雜録 四本堂

規模帳 下卷 嘉善氏

永就

これによれば、光緒拾年甲申は一八八四年（明治十七）に筆写されたものである。【雜録】で一冊をなし、その題名が「規模帳」である点、石本と類似する。「女子市立停止之事」の途中から末尾部分まで欠失している。本来上巻・下巻の二冊本であったと思われるが、上巻は散佚して残っていない。所有者は嘉善氏の永就となっている。「嘉善姓世系図（八世永常小宗）」によれば、同治二年（一八六三、文久三）正月二日生れで十五世に永就という人物がいるが、これと同一人物であろうか。いずれにしても、嘉善氏の写本がなぜ我那覇家に伝わったのかは不明である。

⑧八重山・仲里家本（仲本）

仲里家に伝わる写本で、現在は八重山博物館所蔵。表紙には、中央に「四本堂家例写」、右肩に「大清光緒拾年甲申五月吉日写之」、左下に「梅公氏ノ孫展記」と記されている。

これによれば、本書は梅公氏の孫展により光緒拾年（一八八四、明治十七）に筆写されたものである。竹原家文書の「梅公姓系図」には、八世にあたる道光七年（一八二七、文政十）生れの仲里孫展という人物が見えるが、これと同一人物であろう。内容は【雜録】を欠く。なお表題の「家例」は「家礼」の誤記である。

⑨八重山・識名信升家本（識本）

識名信升家に保存されていた写本で、現在は八重山博物館所蔵。表題も奥書もなく筆写年代など詳しいことは不明である。【雑録】の部分を欠く。目録には【雑録】も記されているので、本来、二冊から成っていたが、後半の【雑録】部分が紛失して、前半部分のみが残っている可能性が高い。

⑩京都大学文学部所蔵本（京本）

京都大学文学部には琉球に関する貴重な資料が所蔵されている。『琉球資料』として巻一から巻一七三まで巻番号とタイトルが付されているが、その中の巻二二「祭祀并姻戚二関スル書類」が『四本堂家礼』の一部である。

冒頭から【通礼】1「唐位牌仕立之事」、2「四代祭之事」、3「代替之時位牌書様之事」まで欠き、【通礼】4「位牌之絵図之事」の「外甥木主」から【祭礼】の「八月忠蓋堂御祭祀之事」まで書かれている。なお『那覇市史』資料篇第一巻10「琉球資料上」に本資料の翻刻が所収されている。但し欠脱部分および不明箇所は県博所蔵本（影印本）により補っている。

以上が現在までに確認されている『四本堂家礼』の写本のすべてである。目録に沿って項目ごとの残存状況および配列順を比較すると（別表1）のようになる。

(2) 写本の分類と流れ

現在の全写本を閲覧して気づいた点を指摘し、写本の分類と流れについて見通しを立てておこう。

まず目録と本文とで齟齬する項目がある。たとえば「33 祢之祭之事」は目録に記されながらどの写本にも相当する記事がない。また目録の「36 先妻後妻無子者祭所之事」と「37 男子出生^三為致離別婦人祭所之事」はどの

写本でも順序が入れ替わっている。こうしたことが何故生じたのかは不明だが、恐らく原本でもそうになっていたであろう。

また「雑録」の最後の三項目と、作成意図・年月日・作者を記した奥書の順序が写本によって異同がある。

(博本・上本)

85 「清泰寺之寺号本之様_二忠蓋堂_与改候事」

86 「娘共(女子)市立停止之事」

87 「病人見舞嫌日之(之時忌候)事」

88 「右之通家規相定置申候間、子々孫々迄無相違永代可相守者也

乾隆元年正月吉日

前
祝嶺親方

竹本は、85↓86と続くが、86の一行目で文書を閉じ、以下87・88の記事を省略している。

(石本・奥本)

86 「娘共(女子)市立停止之事」

87 「病人見舞嫌日之(之時忌候)事」

88 「右之通家規相定置申候間、子々孫々迄無相違永代可相守者也

乾隆元年正月吉日

前
祝嶺親方

85 「清泰寺之寺号本之様_二忠蓋堂_与改候事」

なお、喜本は、86↓87↓85の後、末尾に88を記している（ただし作者は未記載）。

写本間で欠文の共通性も見られる。たとえば【通礼】の「年中諸礼式之事」の「例年年首之焼香仕候方、其家中忌懸之砌（着）無八卷罷出焼香可仕候」の文は、博本・上本・京本にはあるが、石本・仲本・喜本・識本・奥本のいずれの写本にも見えない。こうした事例は【葬礼】においてもいくつも見られる。

個々の文字についても同様で、【通礼】十一で博本・上本・京本に「可致馳走」と書かれているところが石本・仲本・喜本・識本・奥本では「馳走可致」となっていたり、【喪礼】で博本・上本・京本に「生霊」とある文字が石本・仲本・喜本・識本・奥本では「霊前」となっている。

さらに細かく見ると、石本と奥本がかなり似ていて、両者は同じ写本から筆写したか、奥本は石本を筆写したのではないかという印象を強く持つ。石本には文字の訂正箇所が見られることから、一八七六年の筆写後、別本により校合が行われたことがわかる。また前述の85↓88の項目順は一致しないが、喜本・竹本と石本との差異が気になる。たとえば【雑録】部分では（仲本・識本は【雑録】なし）、「婦人三七去三不去有之事」の中の「有悪疾者去之」の字句、「日月星辰不可拜事」の中の「但比趣律有之候」の字句は、石本にはないが、喜本と竹本にはある。

個々の文字についても喜本・竹本と石本との差異は多い。喜本は付記によれば、山陽氏の花城仁屋長勝が所持している本から写したとあるが、その本は現在の石本とは別のものであったのかも知れない。喜本との類似から竹本も花城仁屋長勝本から筆写した可能性も考えられる。仲本も竹本と筆写年が同じ一八八四年（明治十七）であるから、同じ本からの筆写であろう。識本については情報が無いが、竹本・仲本と同様に考えておく。喜本はそれより七年後の一八九一年（明治二十四）に、花城長勝本から筆写された。

以上、項目順の違いや文字の異同等から、『四本堂家礼』の写本は①博本・上本・京本のグループと、②石本・

仲本・喜本・竹本・奥本のグループに大きく分類できる。①の写本間の関係は不明だが、②については今のところ次のような写本の流れを推測している。石本は、石垣殿内長演の依頼を受けた那覇系士族の貝世珍が筆写していることから沖繩本島で行われた可能性が高い。奥本は、石本と筆写元が同じか、石本からの筆写かのいずれかであろう。沖繩本島で筆写された石本はさらに八重山へ渡り、石垣家内で筆写された別本を花城仁屋長勝が所持することになった。元の石本はその後、恐らく①グループに属する写本により校合が行われ朱筆訂正が行われた。一方、花城仁屋長勝本からは嘉善氏永就筆写の竹本、仲里孫展筆写の仲本、そして識本、亀川英整筆写の喜本が作成された。私見を図示すると次のようになる。

① 博本・上本・京本

② 石本Ⅱ奥本

←

(花城仁屋長勝写本) ↓ 仲本・竹本・識本

↓ 喜本

なお、日録の前に前文と序文を置き、末尾に作成年月日と作者を記す、といった文書様式が完全に整っているのは久米島の上江洲家本が唯一である。その意味で現時点では最も原本に近いと考えられる。

二 基礎的諸問題の考察

(一) 名称

琉球では旧家の堂名または個人の堂号として「○○堂」という呼称が用いられた。たとえば、扁額には「善淵堂」(旧小禄家)、「道淵堂」(旧美里家)、「義淵堂」(伊是名村銘荊家)、「積善堂」(石垣市仲本家)等が見え、家譜ではたとえば鄭氏宮城家の家譜の表紙には「振徳堂」とある。この他、『酬世錦囊』の表紙には登川家の堂名「崇徳堂」の文字や朱印が見える。また個人的な堂号としては、関防印に鄭嘉訓の「経徳堂」や鄭元偉の「通徳堂」が見え、この他、政治家伊江朝睦の「雲淵堂」や浦添朝薫の「源淵堂」などの例も知られる。

「四本堂」という語は『蔡氏家譜(具志親雲上)』の中央にも記されているが、『四本堂家礼』『四本堂規模帳』が別名『蔡家家憲』とも称されていることからすれば、「四本堂」は蔡家の堂名と見られなくはないが、筆者の蔡文溥(前祝嶺親方)には別の著作があり、その一つに『四本堂詩文』という題名がついている。これからすれば「四本堂」は蔡文溥個人の堂号のようにも思われる。このように「四本堂」は蔡家の堂名であるとともに蔡文溥個人の堂号としても用いられている。

ところで『四本堂家礼』というのは、久米島の上江洲家に伝わった写本および八重山の梅公氏孫展の署名が入った写本に見える呼称で、写本によつてはその表題に『四本堂規模帳』とか『蔡家家憲』という呼称を用いたものもある。

「家礼」とは、もともと中国宋代の儒学者朱熹によつてまとめられた儒教儀礼書で、宗族内における冠婚喪祭等の重大な節目の際の規範を記した、いわゆる『朱子家礼』または『文公家礼』などと称されるものを言う。⁹⁾『朱子

家礼』は朱子学の普及に伴い、東アジア諸国に伝播し、それぞれの国で独自の家礼が作られている。たとえば日本の『大和家礼』、ベトナムの『寿梅家礼』¹⁶⁾がそうである。したがって琉球の『四本堂家礼』の名称は、儒教儀礼書の「家礼」に倣ったものと言えよう。

『蔡家家憲』は、崎浜秀明氏が出版した奥野彦六郎収集本に付された名称である。家族や子孫が守るべき家訓の意味合いが濃い呼称であると言えよう。

一方、『四本堂規模帳』という呼称はいかにも冲縄的なネーミングである。「規模」とは模範、手本、法則、規範の意味があり、これらを集めたものが「規模帳」で、琉球王府時代に作成された「○○規模帳」という文書は、たとえば王府内の役所における『系図座規模帳』『田地奉行規模帳』などの他、宮古・八重山地方を行政視察した王府の役人が、帰任後にその結果を王府に報告し、それを宮古・八重山に布達して、今後の行政の規範とした『富川親方宮古島規模帳』『与世山親方八重山島規模帳』などが存在する。石本・竹本・喜本など八重山の写本はこの名称のものが多い。『伊江親方日々記』嘉慶十八年（一八一三）六月十一日条には、「四本堂規模一冊」を借用したことが見えるが、ここでは「帳」の字はない。なお『四本堂家礼』から一三〇年後に作成された『嘉徳堂規模帳』の場合は、この用語が用いられている。『四本堂家礼』成立の翌年発布された再改正「服制」に「四本堂之規模帳」と見える。何より蔡文溥自身が序文の中で、「此節規模之帳相調置申候間、子々孫々迄無相違永代可相守之」と「規模之帳」と称している。

三種類の名称は、あくまでもその性格をどう判断するかで決まってくる。蔡文溥が作成した原本はやはり中国の『朱子家礼』に倣い「家礼」の語が用いられた可能性は高い。『蔡家家憲』はどちらかというと蔡家の関係者によるネーミングであろう。これに対して『四本堂規模帳』という名称は、公文書の呼称に倣ったものかも知れない。

(2) 『四本堂家礼』作成の背景

『四本堂家礼』の奥書には、次のようにある。

右之通、家規相定置申候間、子々孫々迄無相違永代可相守者也

乾隆元年正月吉日

前
祝嶺親方

これにより、『四本堂家礼』が乾隆元年（一七三二）に^前祝嶺親方によつてまとめられたものであることがわかるが、まず作者の^前祝嶺親方は、唐名が蔡文溥で、久米系の『蔡氏家譜』（具志家）には、「十一世諱文溥祝嶺親方」としてかなり詳細な記録が見える。それによれば、文溥は康熙十年（一六七二）に生まれ、乾隆十年（一七四五）に七十五歳で死去している。一六八六年、十六歳の時、王命を奉じて官生となり北京の国士監で学び、一六九二年六月に帰国。その年八月から五年間、講解師兼訓話師として久米村の諸生を教えている。一六九四年からは世子尚純・世孫尚益に四書・詩経・網鑑を講じたが、一六九九年には接貢存留通事として再び中国へ渡ることになり中断。一七〇一年六月に帰国し、八月から再び世孫へ四書を講じ唐詩を説いているが、一七〇四年病気のため進講の任を辞している。一方で、一六九八年には越久間切宇久田地頭職を拝命し、一七〇四年には具志川間切祝嶺地頭職に転じている。親方の位階を賜るのは一七二〇年である。乾隆元年（一七三六）成立の『四本堂家礼』に「^前祝嶺親方」とあるのはこれによつて裏付けられる。

奥書には「蔡家の規範を定め置くので、子々孫々まで忠実にこれを遵守するように」と、蔡文溥の子孫に対するメッセージが述べられている。それはそのまま作成意図を示しているが、序文ではさらに詳しく蔡文溥の考えを知ることができる。

夫れ国には国の規これあり、家には家の規これ有り候と雖も、その規の指南これ無く候えば、事に臨みて忘却致す事共に候。これにより我が家往昔より勤め来たり候所の礼式の内、行い来たり候といへども無益の事はこれを止め、行うべき事の漏れ申したるはこれを増やし、此の節、規模の帳相調え置き申し候間、子孫永代に至りこれを相守るべし。然りと雖も、人間の習ひ盛衰これ有るべく候えば、所謂、富貴あれば宜しく富貴の道これを行い、貧賤あれば宜しく貧賤の道之行う事当然に候間、其の時の分限相応に損益致すべく候。自然其の時節に至り、誰にても候へ、母たる者相残り、祖先以来の儀、軽々しく改めまじくなどと女性の申し立て承る儀も候半、それにては家中続き難き趣申し断すべく候。其の上ながら承引これなく、たとえ其の命に相背き候とも是非無きこと候。または凶年に逢い当迫の砌もこれ有るべく候。時儀（宜）に應じ省略致し、万端、家法忘却致さざる様に、毎度此の帳披見いたし、心碑に相応じ、いささかも懈怠なく勤むべきものなり。これからわかることを簡条書きにすると次のようにならう。

- ①蔡家（具志家）では規範はあつたが、それを指南するものがなかつた。
- ②そこで、これまで行つてきた礼式の無益なことは止め、必要なものは加えて、新たに「規模」の帳を作成する。

③家の盛衰や凶年に應じて省略されることがあつてもやむを得ないが、子孫は常にこの規模の帳を参照し、懈怠なく実施すべきである。

以上のように、蔡文溥は蔡家の規範が子々孫々まで守り伝えられることを強く望んでおり、そのための指南書として『四本堂家礼』を作成したのである。

ところで蔡文溥は『四本堂家礼』作成の十七年前に、久米村の葬礼・祭礼の実施方法をめぐる問題に関わつてい

る。この件に関しては上江洲敏夫氏が詳細に検討しているので、上江洲氏に従いながら簡略述べると以下の通りである。

久米村は唐榮ともいい、いわゆる「閩人三十六姓」と称される中国の福建省からやってきた人々が集住した地域である。したがって当初は当然のごとく中国的な儒教に基づく葬祭礼を行っていたが、「近世に至り」、琉球国内で一般的に行われている僧侶による仏教的な葬祭礼に移行したようである。しかし一七一三年に元のように儒教的な葬祭礼を遵守することが定められ、その後、一七一九年に再び琉球式の仏教的な儀礼に改められている。

この時の、中国式の儒教的な葬祭礼を是とする意見、琉球式の仏教的な葬祭礼を是とする意見、および評定所の裁定に至る経緯がわかる史料が残っているが、蔡文溥は儒教的な作法で行うべきであるという意見書に名を連ねている。この意見書の中に、「最早三十六姓之家法年来遙隔来候得は、自然と其志薄罷成様之儀^二而、先祖之家法も相忘、風俗も漸々と廃行、残念至極存候折節、去巳年久米村之儀は、如唐儒家之葬礼可行由被遊言上被仰付候故、誠以古風再興之基と奉感心」とあり、先祖の家法も忘れ、風俗も廃れていることを憂えていた折、葬祭を儒教式に行うとの一七一三年の決定は古風の再興の基になると喜んだ様子がかがえる。この先祖の家法および風俗の現状についての危機意識は、蔡文溥の『四本堂家礼』の作成意図とも相通するものがあると思われる。

しかしながら蔡文溥等の中国式の葬祭礼を是とする意見は採用されず、評定所では、久米村人の多くは中国的な作法で行うことに反対であるという現状を踏まえた上で、一七一三年以前に戻って、琉球国で一般に行われている仏教的な作法で行うようにとの裁決を一七一九年に下すことになるのである。

そしてこの決定から十七年後に蔡文溥は『四本堂家礼』を作成することになるが、すでに久米村では琉球国内の仏教的な葬祭礼が定着していたであろう。『四本堂家礼』の「葬礼」を見る限り、中国の儒教的な作法は完全に払

拭かれてはいないが、現行の葬礼すなわち仏教的な儀礼が基本となつてゐる。したがつて、蔡家においても「国俗に従ふべし」とされた一九一九年の評定所の裁決が一応守られていたことになる。¹⁾ 蔡文溥は『四本堂家礼』を作成するにあつては、自身の信念は信念として、蔡家における現行の儀礼を受け入れながら記述したことが知られよう。

(3) 『朱子家礼』との関係

王府が制定した『服制』とは別に、個人が作成した冠婚葬祭に関するマニュアルは恐らく『四本堂家礼』が初めてである。本書の中に「文公家礼見合」とか、単に「家礼見合」などと、たびたび「家礼」の用語が出てくることから明らかのように、蔡文溥は『四本堂家礼』を作成するにあつて中国の『朱子家礼』を参考にしている。『朱子家礼』の版本は、朱子の原本の系統と明代の丘濬注釈の系統の二種類あるが、蔡文溥が参照したのは丘濬注釈系統の『重刻朱子家礼』（康熙四十年序重刻本）であろうと言われている。²⁾ 両者の構成を比較したのが次表であるが、『朱子家礼』の【喪礼】【喪葬】【喪虞】が『四本堂家礼』では【葬礼】【喪礼】となつている他はほとんど同じであることがわかる。

〈表1〉 『朱子家礼』『四本堂家礼』部門の比較

	『重刻朱子家礼』	『四本堂家礼』
	通礼	通礼
	冠礼	冠礼
	昏礼	婚礼
	喪礼	葬礼
	喪葬	喪礼
	喪虞	
	祭礼	祭礼
	雜儀	雜録

しかし『四本堂家礼』は丘濬注釈系統の『重刻朱子家礼』に依拠しているとはいえ、形式的には、むしろ『朱子家礼』の日本版とでも言うべき『大和家礼』（寛文七年（一六六七）、大和田九左衛門開板、西尾市立図書館岩瀬文庫蔵）に似ており、項目ごとに文章化されている。

また『四本堂家礼』が琉球の慣習を取り入れたものとなっていることは、すでに先学の指摘がある。たとえば【葬礼】には琉球独特の習俗である「洗骨之事」の項目が立てられている。【冠礼】では『朱子家礼』の内容を全く参照せず、片髪かみかしろを結び、最初に鉢を入れる烏帽子親を立てることなど、専ら琉球おける元服の固有の習俗が記されている。

【通礼】には「櫛大小有之候由緒之事」「祖母那理古普之墓_ニ被葬候由来之事」「照屋通事親雲上・北谷はん加那

志・高良秀才、三人之位牌納所之事」など蔡家の先祖に関することが書かれており、「年中諸礼式之事」も蔡家における先祖祭祀が中心である。これらは当然のことながら『朱子家礼』にも『大和家礼』にもない『四本堂家礼』の独自の項目である。

(4) 『四本堂家礼』と『嘉徳堂規模帳』

沖繩には『四本堂家礼』とは別に『嘉徳堂規模帳』と題する家礼が一冊存在する。一九八六年に法政大学沖繩文化研究所から「沖繩研究資料7」として公刊されている。作成者は鄭為基・池宮城親雲上で、嘉徳堂は鄭氏小宗池宮城家の堂号（大宗の堂号は通徳堂）である。作成年が明記されていないため、はっきりした成立時期は不明だが、刊本冒頭の池宮正治氏の「解題」によれば、七八丁表に同治三年（一八六四）の為基が曾祖父を祭った祭文が見え、七八丁裏に光緒十二年（一八八六）に死去した鄭為基の三年忌を、その子の為順が行ったことが見えることから、この間に成立したことが推定されるが、さらに為順によつて少なくとも光緒二十五年（一八九九）まで書き加えられていることから、最終的な完成はこの時期であろうという。

『嘉徳堂規模帳』は、冒頭に「鄭家排徳字堂名由来」そして「鄭家書帯草由来」があり、その後に序文が記されている。序文は『四本堂家礼』の序文と同文であるが、それに続けて「尤左之通家規相定置申候間、子々孫々迄無相違、永代可相守者也」とある。この追記の文言は、『四本堂家礼』では末尾の年月日、作成者の前に「右之通云々」に記されている。

『嘉徳堂規模帳』は【通礼】【婚礼】【葬礼】【祭礼】【雑録】の部門から構成されているが、『四本堂家礼』で部門として立てていた【冠礼】と【喪礼】は、ここでは【婚礼】と【葬礼】のそれぞれの項目に含めている。目録

に見える【雑録】の内容は本文にはなく、【祭礼】の後には、「不作仏事」「喪家、不招僧道作仏事」「唱拜」「酌油由来」「欽福受昨由来」「焚香由来」「焚錢紙由来」「品定」「先祖年忌祭日」が書かれている。

部門および項目の比較（別表2参照）からもわかる通り、『嘉徳堂規模帳』は『四本堂家礼』を基本に作成されているが、現状にそぐわないものや「嘉徳堂」のしきたりにあわないものは削り、また項目の部門替えを行ったり、あらたに独自の項目を立てたりしている。同じ項目でも『四本堂家礼』から一世紀半近い年代を経ているため、習俗の変化に伴い記述内容が異なっている部分もあるが、どちらかというところ『四本堂家礼』よりも詳しく書かれている。

『嘉徳堂規模帳』は『四本堂家礼』のように、他に写本は全く存在しない。それは『嘉徳堂規模帳』が専ら池宮城の家礼として作成・利用されたためであろうか。

(5) 『四本堂家礼』の利用

『四本堂家礼』は蔡家一族の守るべき規範として作成されたが、蔡家以外のさまざまところで利用された。

たとえば、評定所が雍正三年（一七二五）と乾隆二年（一七三七）の二度、改定し発布した『服制』が『四本堂家礼』と密接な関わりがあることはつとに指摘されているが、とりわけ『四本堂家礼』成立の翌年にあたる乾隆二年（一七三七）の『服制』（崎浜秀明編『続沖繩旧法制史料集成』第二巻所収）では、『四本堂家礼』の【葬礼】・【喪礼】の条文を引用したり、また文中にも「四本堂之規模帳「相見得候事」と記すなど、再公定に大きな影響を及ぼしている。このことから評定所には『四本堂家礼』が備わっていたと思われる。

また『伊江親方日々記』嘉慶十八年（一八一三）六月十一日条には、次のような記述がある。

一 十一日、仲村里之子親雲上明後日出帆之筈_ニ而暇乞_ニ罷出、先日相頼置候書物、其

外左之通持參、繁多之時分入念儀、忝存候事

永伝記清書一冊

同中清一冊

年 中月並規模帳一冊

四本堂規模一冊

伝説集一冊（但、御系凶座筆者相勤候仲本里之子親雲上_司もらい候由）

系凶座筆者の仲村里之子親雲上が唐旅立ちの挨拶にやつてきた時、伊江親方から先日依頼のあつた書物を持参しているが、その中に「四本堂規模一冊」が含まれていた。三司官も勤めたことがある伊江親方朝睦がどういふ目的でこの本の借用を依頼したかはわからないが、関心を抱いていたことは間違いない。ちなみに評定所文書の「英人來着日記」の道光二十六年（一八四六）九月二十一日付の記事に、評定所筆者として中村里之子親雲上の名が見える（『琉球王国評定所文書』三巻）。『伊江親方日々記』の嘉慶十八年とは三十三年の開きがあるが同一人物であるとするならば、中村里之子親雲上が朝睦のところへ持参したものは、評定所保管のものであつたのかも知れない。

『四本堂家礼』は諸士族の家でも冠婚葬祭のマニユアルとして利用された。奥本および京本など出所が不明なものもあるが、現在確認されている『四本堂家礼』は、首里の桑江家、久米島の上江洲家、八重山の石垣家、我那覇家（竹原家）、仲里家、喜舎場英勝家、識名信升家などに伝えられたものである。¹⁴⁾

そもそも久米村の蔡家一族のために作成されたものであるから、たとえば『四本堂家礼』の「祖母那理古普之墓被葬候由来之事」「照屋通事親雲上北谷はんがなし高良秀才三人之位牌納所之事」「外祖父之儀高氏喜納親雲上墓_ニ

被葬候事」「母親之儀外祖父喜納親方より養育為被成事」「照屋親雲上鹿兒島詰之時繁昌之事」「清泰寺之寺号本之様^二忠盡堂^身改候事」などの国有名詞の入った項目は、蔡家以外の士族には直接関係がない。現に喜本のように、39「八月^二忠盡堂祭祀之事」、53「父母之家財子共^江分々候事」、54「外祖父之儀高氏喜納親雲上墓^二被葬候事」、73「官生之時相求候手跡之事」、79「照屋親雲上覺島詰之時繁昌之事」、82「白沢之絵書手之事」など、自家では関係ないと思う項目はあらかじめ書写していない写本もある。しかし喜本はむしろ例外で、それ以外の写本は、脱文はあるが、それは単純な書き落としの場合が多く、意識的に一字一句、丸写ししている。それは『四本堂家礼』が最初に作成された「家礼」であり、社会的に権威あるものとして広く知られていたからで、『四本堂家礼』を所蔵し利用することが士族のステイタスとして意識されていたようにさえ思われる。

おわりに

中国の家礼は朝鮮や日本にも伝わり、それぞれの国で家礼が作成されているが、それはほとんどが中国の家礼の直輸入であるのに対して、『四本堂家礼』は『朱子家礼』に依拠しながらも、琉球の習俗やしきたりを取り入れて独自の家礼に仕立てている点に最大の特徴がある。こうした家礼が作成され、長い間、蔡家以外の士族の間でも参照され、今日まで複数の写本が存在しているという状況は神縄以外に例はないであろう。中国において盛行した朱子学は東アジアに伝播し、朝鮮や日本の人々の教養・修養として広く受容されながら、儒教儀礼および家礼は、朝鮮に比べて日本にはそれほど浸透しなかったのではないかと見られる中で、琉球において『朱子家礼』に依拠した独自の『四本堂家礼』が作成されたことは注目に値する。

- (1) 小川徹 『蔡家家憲』あるいは『四本堂家礼』のこと(『沖縄文化』三〇・三一合併号、後に『近世沖縄の民俗史』(弘文堂、一九八七年)に所収)。
- (2) 小川徹 『四本堂家礼』その後(『沖縄文化』三三、後に『近世沖縄の民俗史』(前掲)所収)。
- (3) なお小川氏の著書の第三部第二章「近世琉球における民俗祭祀体系の新展開」でも随所に『四本堂家礼』を利用した知見が示されている。
- (4) 窪徳忠 「中国の習俗と『四本堂家礼』」(『南島史学』七)、同『四本堂家礼』に見える沖縄の中国的習俗」(『東方学』五一)、同『四本堂家礼』にみえる天妃信仰」(『社会と伝承』一四ノ四)
- (5) 上江洲敏夫 『四本堂家礼』と沖縄民俗」(『民俗学研究所紀要』八)
- (6) 平敷令治 『沖縄の祖先祭祀』(第一書房、一九九五年)
- (7) 鄧陳靈 「琉球における『家礼』の思想」(『名古屋大学東洋史研究報告』二三)
- (8) 上江洲敏夫 「堂号について」(『沖縄県立博物館紀要』一一)には、扁額に仕立てられたもの、書幅や聯の右肩に押したり刻したりする関防印、家譜所載のものなど、それぞれの堂号の一覧表が提示されている。
- (9) 『朱子家礼』に関する研究は、吾妻重二「朱熹「家礼」の版本と思想に関する実証的研究」(科学研究費補助金報告書、二〇〇三年)を参照した。
- (10) 嶋尾稔 「『寿梅家礼』に関する基礎的考察」(一)(二)(『慶応義塾大学 言語文化研究所紀要』三七・三八)
- (11) なお個人的にはなお中国的な道教作法にこだわる者もいたようで、『球陽』尚敬十四年(一七二六年)条によれば、大嶺親方基橋(鄭弘良)は自らの葬儀は儒教的な作法で行いたいと乞い願ひ許されており、一七二

九年・一七三〇年と夫婦して相次いで病で死去した時の葬礼は俱に中国式で行っている。但しこれは例外とみなすべきであろう。

(12) 久米島の與世永家文書には『朱子家礼八卷首一卷』の残巻が存在することから、それが沖縄に伝わったことは確かである。

(13) たとえば『大和家礼』二之巻の冒頭は次のようにある。

冠礼冠礼とは元服の事をいふ也

第一 元服の年月の事

一男子十六歳より二十歳までのうちに、元服をするに、其内父にても母にても死たる時には、忌すぎてのち元服をするなり。兄弟親類の死したるときにも、忌のかりたるうちに八元服をせず。いにしえ八元服の日をえらぶに、筮をハもちひしかり共、今の世にハたゞ正月の内の吉日をえらひて日をさだめ、かねて名付親をたのみ、又ハ其日に入へき道具などをもとのへをき、其日にいたり事のふつゝかになきやうにするなり。名づけ親えらびに道具の事八次の段にくハしく見之侍るなり。

第二 用ゆへき人の事

(以下略)

要するに、『朱子家礼』は本文をいくつかの段落に切つて、それぞれ一字下げで「儀節」などの注釈を記すが、『大和家礼』はそうした形式は採らず、すべて項目ごとく文章化している。この点が『四本堂家礼』と似ている。

(14) 八重山に写本が多いのは八重山特有の傾向で、上江洲敏夫氏のご教示によれば、聯や扁額においても複製が

多く作られているという。これと対照的なのが宮古で、宮古では『四本堂家礼』は全く確認されない。

(別表1) 『四本堂家礼』写本間の項目比較

		項目																
		前文(漢文)	序文(候文)	通禮	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12		
					唐位牌仕立之事	四代祭之事	代替之時位牌書様之事	位牌之絵図之事	亡妻神主書様之事	母親先ニ死去之時神主小櫃致安置候事	無後胤傍親位牌書様之事	櫃大小有之候由緒之事	祖母那理古普之墓ニ被葬候由来事	照屋通事親雲上北谷はんかなし高良秀才三人之位牌納所之事	年中諸礼式之事	子孫誕生之時礼式之事		
		博	×	○	／	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	
		石	○	○	／	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	
		仲	○	○	／	1	2	3	4	5	×	×	×	8	9	10	11	12
		竹	×	×	／	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
		喜	○	○	／	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	
		識	○	○	／	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	
		上	○	○	／	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	
		奥	○	○	／	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	
		京	×	×	／	×	×	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	

- 13 父母并一門誕生日礼式之事
- 14 昇官并島知行頂戴之時礼式之事
- 15 島知行作毛之初靈前江備候事
- 16 節季之菓子靈前江備候事
- 17 家普請并葺替門明初雪隠所仕立之事
- 18 子弟之家立候事
- 19 旅立之事
- 20 拝領之事
- 21 猶子之事
- 冠礼** 22
- 婚礼** 23 男子縁組之事
- 24 女子出嫁之事
- 葬礼** 25 茶毘之事
- 26 我よりも年劣りたる叔父母死去之時拝礼之事
- 27 洗骨之事
- 28 新墓仕立之事
- 29 遷葬之事
- 喪礼** 30 喪礼之事
- 祭礼**

／	30	29	28	27	26	25	／	24	23	／	22	21	20	19	18	17	16	15	14	13
／	30	29	28	27	26	25	／	24	23	／	22	21	20	19	18	17	16	15	14	13
／	30	29	28	27	26	25	／	24	23	／	22	21	20	19	18	17	16	15	14	13
／	×	×	×	×	×	×	／	×	×	／	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
／	30	29	28	27	26	25	／	24	23	／	22	21	20	19	18	17	16	15	14	13
／	30	29	28	27	26	25	／	24	23	／	22	21	20	19	18	17	16	15	14	13
／	30	29	28	27	26	25	／	24	23	／	22	21	20	19	18	17	16	15	14	13
／	30	29	28	27	26	25	／	24	23	／	22	21	20	19	18	17	16	15	14	13
／	30	29	28	27	26	25	／	24	23	／	22	21	20	19	18	17	16	15	14	13

- 31 四時之祭之事
 32 忌日之事
 33 祢之祭之事
 34 年忌之事
 35 女子を出生迄二而致死去候婦人祭所之事
 36 先妻後妻無子者祭所之事
 37 男子出生三而為致離別婦人祭所之事
 38 為致早死子祭之事
 39 八月二忠盡堂祭祀之事
- 40 首里之御諭(主君之御諭)
 41 祖父并母親臨終之事
 42 敦人倫之事
 43 孝道之事
 44 篤宗族之事
 45 子弟教訓之事
 46 妻女教訓之事
 47 女子教訓之事
 48 婦人二七去三不去有之事
 49 婦人三從之事
 50 夫婦之離別を不可輕事

雜錄

50	49	48	47	46	45	44	43	42	41	40	/	39	38	36	37	35	34	×	32	31
50	49	48	47	46	45	44	43	42	41	40	/	39	38	36	37	35	34	×	32	31
×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	/	39	38	36	37	35	34	×	32	31
50	49	48	47	46	45	44	43	42	41	40	/	×	×	×	×	×	×	×	×	×
50	49	48	47	46	45	44	43	42	41	40	/	無	38	36	37	35	34	×	32	31
×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	/	39	38	36	37	35	34	×	32	31
50	49	48	47	46	45	44	43	42	41	40	/	39	38	36	37	35	34	×	32	31
50	欠	欠	47	46	45	44	43	42	41	40	/	39	38	36	37	35	34	×	32	31
×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	/	39	38	36	37	35	34	×	32	31

-
- 51 惣領家可令扶助事
 - 52 嫡子取持之事
 - 53 父母之家財子共江分ケ候事
 - 54 外祖母之儀高氏喜納親雲上臺ニ被葬候事
 - 55 母親之儀外祖父喜納親方より養育為被成事
 - 56 郷党和睦之事
 - 57 正道を以家内可相治事
 - 58 父之親友交之事
 - 59 久米村職分之事
 - 60 学問之事
 - 61 可尽善事之事
 - 62 朱文公之教之事
 - 63 司馬温公之教之事
 - 64 慎字紙事
 - 65 人常ニ事業を不可捨事
 - 66 日月星辰不可拝事
 - 67 猥仏神致信仰候儀停止之事
 - 68 奴婢締方之事
 - 69 妾子之事
 - 70 久米村教訓（郷禁）之事
 - 71 家等（此方）屋敷之事

71 70 69 68 67 66 65 64 63 62 61 60 59 58 57 56 55 54 53 52 51

71 70 69 68 67 66 65 64 63 62 61 60 59 58 57 56 55 54 53 52 51

× × × × × × × × × × × × × × × × × × × ×

無 70 69 68 67 66 65 64 63 62 61 60 59 58 57 56 55 54 53 52 51

71 70 69 68 67 66 65 64 63 62 61 60 59 58 57 56 無 無 53 52 51

× × × × × × × × × × × × × × × × × × × ×

71 70 69 68 67 66 65 64 63 62 61 60 59 58 57 56 55 54 53 52 51

71 70 69 68 67 66 65 64 63 62 61 60 59 58 57 56 55 54 53 52 51

× × × × × × × × × × × × × × × × × × × ×

72 所持(家伝)之武具之事
 73 「私」官生之時相求候手跡之事
 74 銀錢取遣之事
 75 隣火之事
 76 名子禁止之事
 77 人之口入禁止之事
 78 中議大夫官衙之事
 79 照屋親雲上魔島詰之時繁昌之事
 80 子共養親設候事
 81 墓所細々巡見可仕事
 82 白沢之絵書手之事
 83 仕明「田」之事
 84 喧嘩口論致間敷事
 85 清泰寺之寺号本之様ニ忠蓋堂与改候事
 86 娘共(女子)市立停止之事
 87 病人見舞嫌日之(之時忌候)事
 88 作成意図・年月日・作者

88	87	86	85	84	83	82	81	80	79	78	77	76	75	74	73	72
85	88	87	86	84	83	82	81	80	79	78	77	76	75	74	73	72
×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
無	無	86	85	84	83	82	81	80	79	78	77	76	75	74	73	無
88	85	87	86	84	83	無	81	80	無	78	77	76	75	74	無	72
×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
88	87	86	85	84	83	82	81	80	79	78	77	76	75	74	73	72
85	88	87	86	84	83	82	81	80	79	78	77	76	75	74	73	72
×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×

注

項目の配列は県博本について、目録の項目の題名と本文中の項目の題名が違う場合は、本文中の項目名を（）で示した。また本文における追加語は「」で示した。

(別表2) 『四本堂家礼』 『嘉徳堂規模帳』 の目録比較

『四本堂家礼』	『嘉徳堂規模帳』	本文
<p>通禮</p> <ol style="list-style-type: none">1 唐位牌仕立之事2 四代祭之事3 代替之時位牌書様之事4 位牌之絵図之事5 亡妻神主書様之事6 母親先ニ死去之時神主小櫛致安置候事7 無後胤傍親位牌書様之事8 櫛大小有之候由緒之事9 祖母那理古普之墓ニ被葬候由来事10 三人之位牌納所之事	<p>通禮</p>	<p>○ ○</p>

11 年中諸礼式之事

12 子孫誕生之時礼式之事

13 父母并一門誕生日礼式之事

14 昇官并島知行頂戴之時礼式之事

15 島知行作毛之初靈前江備候事

16 節季之菓子靈前江備候事

17 家普請并葺替門明初雪隠所仕立之事

18 子弟之家立候事

19 旅立之事

20 拝領之事

21 猶子之事

冠礼
22

婚礼

23 男子縁組之事

24 女子出嫁之事

1 年中諸礼式之事

2 子孫誕生之時礼式之事

3 父母并一門誕生日礼式之事

4 昇官并旅役又は役職島知行頂戴、家督島操

(繰) 替之時礼式之事

5 島知行并御扶持方之初、御仏供上ヶ候事

6 節季之菓子御靈前江上ヶ候事

7 家普請并葺替門明初雪隠所仕立之事

8 子弟之家立候事

9 旅立并帰帆之事

10 拝領之事

11 猶子之事

12 冠礼之事

婚礼

23 男子縁組之事

24 親迎之行列之事

25 女子出嫁之事

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

葬礼

25 茶毘之事

26 我よりも年劣りたる叔父母死去之時拝礼之事

27 洗骨之事

28 新墓仕立之事

29 遷葬之事

喪礼

30 喪礼之事

26 迎婦夫家行之行列之事

葬礼

27 茶毘之事

28 送葬之行列之事

29 女子を出生迄ニ而為致死去候妻祭所之所
(↓上段 35)

30 男子誕生離別候婦人神主祭所之事

31 先妻後妻無子者祭所之事
(↓上段 36)

32 致早死候子之祭之事
(↓上段 38)

33 歳弟叔父母并其妻死去之時拝礼之事

34 唐葬礼祭礼之由来之事

35 洗骨之事

36 新墓仕立之事

37 遷葬之事

38 墓修甫之事

39 喪礼之事



祭礼

31 四時之祭之事

32 忌日之事

33 祢之祭之事

34 年忌之事

35 女子を出生迄三而致死去候婦人祭所之事

36 先妻後妻無子者祭所之事

37 男子出生三而為致離別婦人祭所之

38 為致早死子祭之事

39 八月三忠靈堂祭祀之事

雜録

40 首里之御諭(主君之御諭)

41 祖父并母親臨終之事

祭礼

40 四時之祭之事

41 忌日之事

42 年忌之事

43 位牌書様之事

44 無後胤傍親位牌書様之事 (↓上段4)

45 年忌之時飾凶之事

46 年忌之時持品立之事

雜録

47 首里之御諭

×

○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○

-
- 42 敦人倫之事
 - 43 孝道之事
 - 44 篤宗族之事
 - 45 子弟教訓之事
 - 46 妻女教訓之事
 - 47 女子教訓之事
 - 48 婦人二七去三不去有之事
 - 49 婦人三從之事
 - 50 夫婦之離別を不可輕事
 - 51 惣領家可令扶助事
 - 52 嫡子取持之事
 - 53 父母之家財子共江分ヶ候事
 - 54 外祖父之儀高氏喜納親雲上墓ニ被葬候事
 - 55 母親之儀外祖父喜納親方より養育為被成事
 - 56 郷党和睦之事
 - 57 正道を以家内可相治事
-

- 48 敦人倫之事
 - 49 孝道之事
 - 50 篤宗族之事
 - 51 子弟教訓之事
 - 52 妻女教訓之事
 - 53 女子教訓之事
 - 54 女人娶不申者五有之事
 - 55 婦人に七去三不去有之事
 - 56 婦人に三從之事
 - 57 夫婦之離別を不可輕事
 - 58 惣領家可令扶助事
 - 59 嫡子取持之事
 - 60 父母之家財子共江分ヶ候事
 - 61 郷党和睦之事
 - 62 正道を以家内可相治事
-

× × × × × × × × × × × × × × × × × × × ×

-
- 58 父之親友交之事
 - 59 久米村職分之事
 - 60 学問之事
 - 61 可尽善事之事
 - 62 朱文公之教之事
 - 63 司馬温公之教之事
 - 64 慎字紙事
 - 65 人常三事業を不可捨事
 - 66 日月星辰不可拝事
 - 67 猥仏神致信仰候儀停止之事
 - 68 奴婢締方之事
 - 69 妾子之事
 - 70 久米村教訓（郷禁）之事
 - 71 家等（此方）屋敷之事
 - 72 所持（家伝）之武具之事
 - 73 〔私〕官生之時相求候手跡之事
 - 74 銀錢取遣之事

-
- 63 父之親友交之事
 - 64 久米村職分之事
 - 65 学問之事
 - 66 可尽善事之事
 - 67 朱文公之教之事
 - 68 司馬温公之教之事
 - 69 慎字紙事
 - 70 人常三事業を不可捨事
 - 71 日月星辰不可拝事
 - 72 猥仏神致信仰候儀停止之事
 - 73 婢締方之事
 - 74 妾子之事
 - 75 久米村郷禁之事
 - 76 家等家屋敷之事
 - 77 銀錢取遣之事

× × × × × × × × × × × × × × × ×

88	作成意図・年月日・作者								
87	病人見舞嫌日之(之時忌候)事	87	病人見舞嫌日之事	芭蕉之事					
86	娘共(女子)市立停止之事	85	女子市立停止之事						
85	清泰寺之寺号本之様ニ忠蓋堂与改候事								
84	喧嘩口論致間敷事	84	喧嘩口論致間敷事						
83	仕明「田」之事								
82	白沢之絵書手之事								
81	墓所細々巡見可仕事	83	墓所細々巡見可仕事						
80	子共養親設候事	82	子共養親設候事						
79	照屋親雲上麿島詰之時繁昌之事								
78	中議大夫官銜之事	81	子和部并中議大夫官銜之事						
77	人之口入禁止之事	80	人之口入禁止之事						
76	名子禁止之事	79	名子禁止之事						
75	隣火之事	78	隣火之事						